

2021年 9月期
OITA SHINREN REPORT

ディスクロージャー誌



©よりぞう



J A大分信連

当会の考え方

■ 経営理念

当会は、県下JAと一体となり、農業経済安定・向上を図る他、組合員の皆さま、地域の利用者の皆さまのため、高度化、複雑化する金融ニーズに対応し、安心・便利にご利用いただけるJAバンクを目指し事業に取り組んでいます。

■ 経営方針

- 農業専門の地域金融機関としてJAとのネットワークを活かし、農業の振興と地域の活性化に積極的に取り組みます。
- 経済・金融情勢の変化に対しリスク管理を徹底し、収益基盤の拡充強化と経営の合理化・効率化に努めます。
- 公共的使命と社会的責任を果たすため、法令等遵守を徹底します。

■ 事業計画

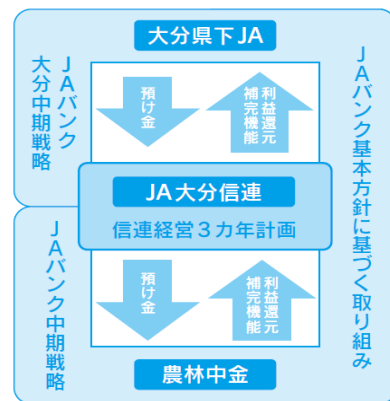
● 中期3カ年計画

JAバンク基本方針に基づくJAバンク中期戦略を実践するために、JAバンク大分中期戦略を策定し、さらには信連経営3カ年計画を策定し実践しています。



● JAバンク大分中期戦略

全国の総合戦略である、JAバンク中期戦略を基本に策定したJAバンク大分中期戦略では、県域での戦略を定め具体的な実践事項に取り組んでいます。



● 年度計画

年間の事業計画についても、各々策定しておりますが、当会においても「令和3年度事業計画書」を策定し、経営理念・方針の実践に努めています。

■ JAバンク大分中期戦略の取組事項

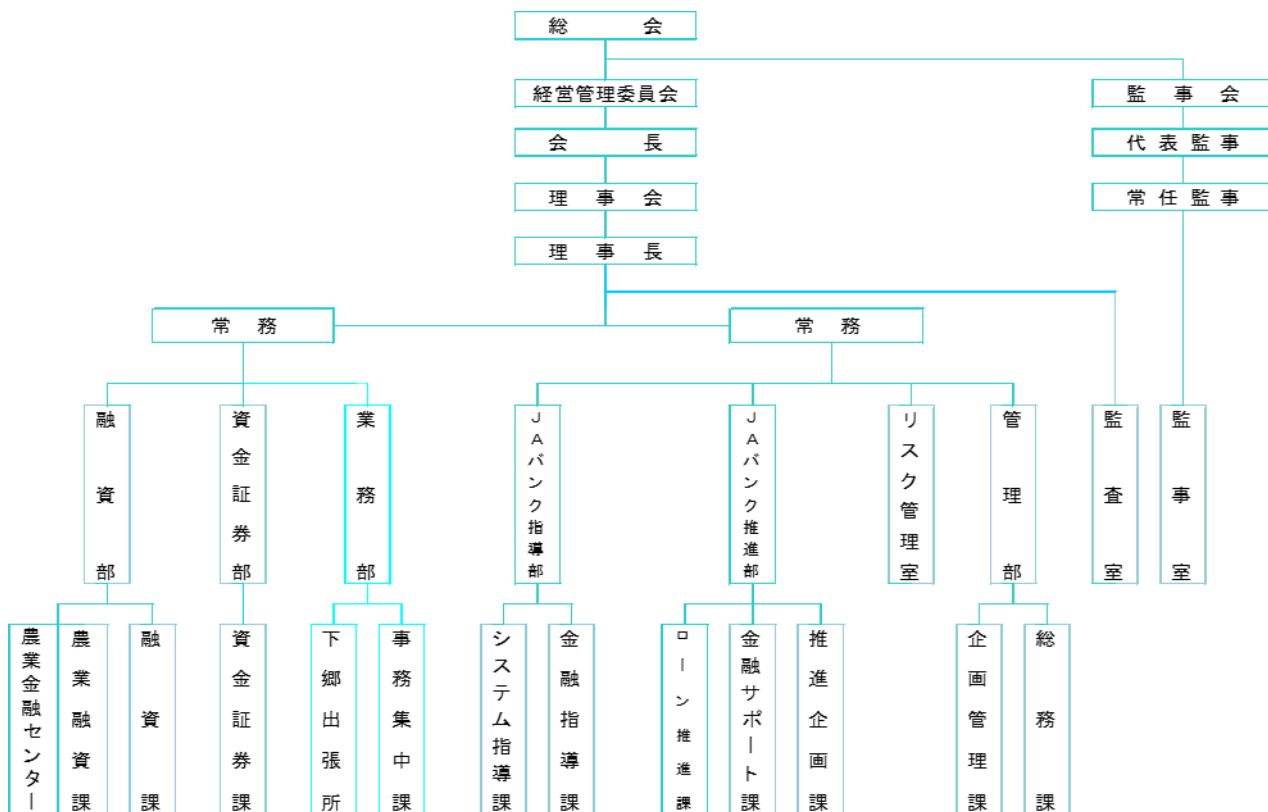
組合員等の満足度を向上させ、地域において一層必要とされる存在となるため、既往施策に加え「組合員・利用者目線による事業対応の徹底」「持続的な収益構造の構築」実現のために、次の重点実践事項に取り組んでいます。

1. 農業・地域の成長支援
2. 貸出の強化
3. ライフプランサポートの実践
4. 組合員・利用者接点の再構築
5. JA・県域一体の変革実践

■ 機構図

組織・機構

(令和3年10月1日現在)



■ 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

■ 店舗等のご案内

店舗一覧

(令和3年10月1日現在)

店舗名	所在地	代表電話番号
本 所	大分市舞鶴町一丁目4番15号	097-538-6385
下郷出張所	中津市耶馬溪町大字大島215-4	0979-56-3010

自動化機器の設置状況

A T M（現金自動預入・支払機）の設置台数 (令和3年10月1日現在)

	店舗内	店舗外
J A 設置	53	61
信連設置	2	1

協同会社

(令和3年10月1日現在)

名 称	所在地	設立年月日	資本金	当会出資比率	業務内容
株式会社 九州地区農協 オンラインセンター	福岡市南区横手 2-13-35	昭和52年 10月1日	85億円	13.9%	九州7県JA・信連の信用事業に関する情報処理システムの開発・保守・運用

地域社会への貢献

■ 地域への貢献

当会は、地域金融機関として農業・地域経済発展のために貢献する相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域社会の一員として金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

会員数

区 分	令和3年3月末	令和3年9月末
正 会 員	12 会員	10 会員
准 会 員	46 会員	46 会員
合 計	58 会員	56 会員

■ 地域からの資金調達の状況

当会の資金は、その大半が会員である県下 J A にお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である「貯金」を財源としています。

さらに地方公共団体・関連団体・企業・地域の皆さまからも幅広くご利用いただいています。

貯金残高 (単位：百万円)

区 分	令和3年3月末	令和3年9月末
県 下 J A	476,732	476,520
地 方 公 共 団 体	12,110	12,362
そ の 他	14,009	13,224
合 計	502,851	502,107

■ 地域への資金供給の状況

県下 J A やその関連団体への融資をはじめ、地域の皆さま・地方公共団体等にご利用いただいています。

当会は、県下 J A との連携の下、J A 信用事業強化の支援を行うとともに地域社会の発展に努めています。

貸出金残高 (単位：百万円)

区 分	令和3年3月末	令和3年9月末
県 下 J A	1,057	1,037
地 方 公 共 団 体	21,186	22,662
そ の 他	39,613	35,552
合 計	61,857	59,252

■ 農業融資の取扱状況

当会では、地域の実情に応じた各種制度資金の融資等を通じて、地域農業の発展に貢献しています。

農業融資残高 (単位：百万円)

区 分	令和3年3月末	令和3年9月末
日本政策金融公庫資金	2,313	2,330
農業制度資金	998	1,334
うち、農業近代化資金	983	1,319
うち、その他制度資金	14	15
プロパー資金	6,729	2,820
合 計	10,040	6,484

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

■ 農業メインバンク機能の強化等にかかる取組み

当会では、農業専門の地域金融機関として、J A・信連・農林中金が連携し、農家組合員・集落営農組織・農業法人への訪問を通じ、多様な資金ニーズに応えるべく金融対応力強化に取り組んでいます。

また、県下J Aに農業金融サービスの提供窓口として資金相談・農業経営相談等の役割を担うため、農業融資の実務に即した資格を持つ「農業金融プランナー」や、農業融資の実務リーダーである「担い手金融リーダー」を配置し、担い手の相談等に対応できる体制を整備しています。

● 農業者の所得増大・農業生産の拡大等に向けた取組み

J A自己改革の基本目標として掲げる「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向け、中央会が設置した担い手サポートセンターとも連携し、担い手の経営支援に取り組んでいます。

また、独自支援策として、農業近代化資金等の借入時に必要となる保証機関に対する保証料の全額助成を実施しています。

● 農業関連資金への利子補給事業の取組み

農林中金と連携し、厳しい経営環境に直面する農業の担い手に対して借入負担の軽減を図ることにより、農業経営をバックアップし、成長に向けた支援を行うことを目的に、農業関連資金に対して利子補給を行っています。

● 農業の経営支援に関する取組み

当会では、農業者の経営高度化の取組みとして、農業法人の経営者等を対象に、「J Aバンク大分農業経営者セミナー」を開催し、経営課題の解決に向けた情報提供を行っています。

また、農畜産物の付加価値向上応援に向けた取組みとして、関係機関と連携した商談会の開催や、農林中金とも連携したビジネスマッチングの提案を行っています。

■ 地域密着型金融への取組み

農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする担い手への金融支援に向け、農業金融センターにてJ A等と連携した農業融資の推進企画や農業金融に関する相談対応等に積極的に取り組んでいます。

● 中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組み

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」が、金融機関として最も重要な役割の一つであることと認識し、その実現に向けて取り組んでいます。

令和3年4月から令和3年9月末までに貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による資金の円滑な融通対応等を行った結果5件となっています。

● 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し遵守するための態勢を整えております。

お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めて参ります。

■ お客さま本位の業務運営に関する取組み方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

■ 文化的・社会的貢献に関する事項

当会は、大分県農業の振興と地域社会の発展に貢献することを基本に、地方公共団体・関係団体と連携して地域に密着した活動を展開しています。

地域振興につきましては、県・市町村・地方公社等と連携し、道路や公園の整備、医療福祉施設の整備等、地域の特色を活かした地域づくりを金融面から支援するとともに、地域の実情に応じた各種制度資金の融資等を通じて、地域農業の発展に貢献しています。

地域社会貢献につきましては、緑豊かな自然を守ることを目指し、関係機関と連携して交通安全意識高揚のための花の種等の配布を行い、また「クリーンアップ委員会」を設置して農業会館周辺の道路や大分川河川敷の清掃を行っています。

新型コロナ対策次世代農業経営者研修会

当会は農業専門金融機関として、将来的に地域農業の中心を担う若手農業者で構成される『次世代農業経営者ネットワーク』と連携し、今後の農業経営の維持・発展ができる環境を構築することを目的に、新型コロナウイルス感染症の大流行下における生産から消費までの現状と課題を把握し、その具体的対策を見出す『新型コロナ対策次世代農業経営者研修会』を昨年度に引き続き開催しています。



■ 利用者ネットワーク化への取組

県下 J A とともに地域貢献活動の一環としての年金相談会やローン相談会の開催、さらには、年金受給者を対象としたゲートボール・グラウンドゴルフ大会の開催など各種行事を通じて、地域の皆さまの融和と健康増進、心豊かな住みよい地域社会づくりに貢献しています。

■ ホームページ

各種キャンペーンなどの情報は J A バンク大分のホームページでご覧いただけます。



J A 大分信連のホームページ
<https://www.jabank-oita.or.jp/sinren/>



J A バンク大分のホームページ
<https://www.jabank-oita.or.jp/>

上半期の経営状況の開示

■ 主要勘定の状況

(単位：百万円)

主 要 勘 定	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
貯 金	497,627	502,851	502,107
貸 出 金	56,604	58,173	59,252
預 け 金	303,248	316,195	310,192
有 価 証 券	142,226	144,606	143,101

■ 損益の状況

(単位：百万円)

	令和2年度半期	令和2年度末	令和3年度半期
経 常 利 益	684	1,311	916
当 期 剰 余 金	571	1,307	822

■ 単体自己資本比率

(単位：百万円、%)

	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
自己資本の額	24,338	24,624	25,461
コア資本に係る基礎項目の額	24,338	24,624	25,461
コア資本に係る調整項目の額	0	0	0
リスクアセット等の額の合計額	185,562	180,985	185,201
自己資本比率	13.11	13.60	13.74

※農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

■ リスク管理債権

(単位：百万円)

債権区分	令和3年3月末	令和3年9月末	増減
破綻先債権額	-	924	924
延滞債権額	2,039	353	△ 1,685
3カ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	2,039	1,278	△ 760

※ 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

■ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	令和3年3月末 債権額	令和3年9月末 債権額	令和3年9月末 保全額			
			保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	924	-	-	924	924
危険債権	2,039	353	102	77	174	353
要管理債権	-	-	-	-	-	-
正常債権	60,218	58,372				
合 計	62,257	59,651	102	77	1,099	1,278

※2021年9月末の計数は、次の方法により算出しています。

- 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。
なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。
 - 破産更生債権及びこれらに準ずる債権**
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 - 危険債権**
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 - 要管理債権**
3カ月以上延滞債権で上記(1)及び(2)に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。
 - 正常債権**
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
- 各債権区分額は、2021年3月末時点の債権額を基準として、2021年9月末時点の残高に修正しています。
- 2021年3月末から9月末までの間に、債務者区分の変更が必要と認識した先については、9月末時点の債務者の状況に基づき債権区分を変更しています。

■ 有価証券等時価情報

(単位：百万円)

区 分	令和2年9月末			令和3年3月末			令和3年9月末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	-	-	-	-	-	-	-	-	-
満 期 保 有 目 的	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	135,451	142,226	6,775	137,287	144,606	7,319	135,425	143,101	7,676
合 計	135,451	142,226	6,775	137,287	144,606	7,319	135,425	143,101	7,676

※有価証券の時価は各基準日における市場価格等に基づいて算出しています。

取得価額は、満期保有目的有価証券又はその他有価証券については償却原価適用後、減損後の帳簿価格を記載しています。



J A大分信連

発 行 令和3年11月

〒870-0044

大分市舞鶴町一丁目4番15号

T E L 097-538-6385

編 集 大分県信用農業協同組合連合会
管理部 企画管理課



©よりぞう